

## 福島県環境影響評価審査会議事概要

1 日 時 平成21年6月24日(水) 午後1時30分～午後2時30分

2 場 所 福島県自治会館6階 第601会議室

3 出席者

(1) 環境影響評価審査会 8名

(2) 福島県(事務局) 5名

(3) 傍聴者 9名

4 議事(議題:会津若松ウィンドファーム(仮称)事業に係る環境影響評価方法書について)

議題の「会津若松ウィンドファーム(仮称)事業に係る環境影響評価方法書」について)について、資料に基づき事務局から説明を行った後、審議が行われた。発言要旨は以下のとおり。

(議長) 委員等の意見を集約して、知事意見に盛り込む内容として取りまとめられております。内容についての御質問、意見の反映の仕方についての御指摘などお願いしたいと思いますがいかがでしょうか。3分野26項目にわたって詳細なものになっています。

(委員) 分野外のことでの質問になります。景観についてですが、参考資料2を見ますと、19頁の8番に会津若松市の景観基準のことが書いてあります。会津若松市大規模行為景観形成基準、会津若松市景観形成ガイドプランのことですが、これは風力発電所にも有効なものなのか。背あぶり山に風力基地ができることについては、何か関係する基準なのでしょうか。

(事務局) 会津若松市内の景観につきましては、市の景観審議会において、会津若松市大規模行為景観形成基準、会津若松市景観形成ガイドプランに基づき、審査を行うこととなります。今回の事業に関しては、大きな齟齬はなく審議がなされていると聞いています。

(委員) 先日現地調査に行ったところ、昔から知っていますが、電波塔のようなものが沢山建っている。あれも景観ガイドプランなどを基に会津若松市が審査を行ったものなのですか。

(事務局) 景観に関する法令は、最近になってできたものであります。あの施設に関して、審議されたかということについては、把握しておりませんので、後ほど確認しまして、御連絡いたします。

(委員) 若松城からも見たが、電波塔と風力発電事業が一体化した景観になりま

すが、例えばの話ですが、前のは良くて、今度のは駄目とか、全部合わせると駄目だとか、いろいろな見方があるが、客観的に誰が評価するのかですね。この審査会は景観に配慮してくださいと言うわけだが、具体的な基準がある場合に最終的に誰がどのような基準でGO又はNOを出すのか。今の話ですと了知されていてあまり問題にならないというコメントになりますか。

(事務局) 参考資料2の2頁(4)をご覧いただくと、会津若松市長からの意見のところに、「会津若松市は、平成4年3月に景観条例を制定し」とあり、後で確認をとりますが、おそらく条例の施行に伴って景観審議会が設置されているのではないかと思います。そのため鉄塔については、おそらくその前に建設されたものと思われるので、対象外と考えられますが、念のため確認いたします。

引き続き3頁の真ん中辺りに①があり、そこには『「会津若松市景観形成ガイドプラン」における景観重要地区である「背あぶり山の山辺の緑」地区内での計画であることから、当該地区の景観整備方針(景観イメージテーマ)である「山辺の緑の確保と連続性の確保」に留意するとともに』と言う記述がございますので、市の方でもこのような観点で審議を行っているので気を付けていただきたいとの御意見をいただいています。

(委員) 市でOKであれば、何とかかなりそうだということですね。

(議長) 委員の御意見は、知事意見として景観の意見はなくてもよいのではないかとか、又は、何か意見を付け足した方がよいというような御意見でしょうか。

(委員) 他の然るべき審査会で、会津若松市から見た景観として、会津若松市の景観審議会が審議を行っているのであればそこに任せて、会津若松市以外から見える景観ポイントからの評価は、その市町村が景観条例を制定していなければ当審査会で審議する、とかの仕分けが必要ではないかと考えます。

(事務局) 参考資料2の18頁の(17)②の意見をご覧いただきたいのですが、猪苗代町などは景観条例を制定しておりませんので、猪苗代・磐梯周辺については、県景観条例に基づく磐梯山・猪苗代湖周辺景観形成重点地域に指定しております。そちらからも現地が見えるため、このような意見を出したいと考えております。これにつきましては、委員からの同様の御意見がありまして、県の条例の重点地域でもありますので、このような意見を出したいと考えております。

(議長) 仕分けといいますか、当審査会と県、市の条例、景観審議会との関係で、当審査会の立場として何か考えておかなければならないことはありますか。あくまで知事意見にどのように盛り込むかを審議していると思っておりますが、例えば、会津若松市で審議していればここで審議しなくてもスルーでよいのか、

などの考えがあったのかと思います。

(委員) 或いは会津若松市の場合については、市の景観審議会が最終的な意見を出してから、当審査会がその意見を踏まえて意見を出すとか。これが一つです。

磐梯朝日国立公園等の県の景観条例は、公園区域から見ると風車が見えると言うことですね。

(事務局) そうです。

(委員) その場合に既にできている会津布引高原風力発電所では、当時そのような論議があったのか。それともアセスの項目に入っていないませんでしたか。

(事務局) 会津布引高原風力発電所については、対岸の磐梯山・猪苗代湖周辺からの景観も考慮し、関係市町村の意見を聞いた上で、審査を行っていただきました。今回の案件については、会津若松市のみから意見を聞くという、事業者の考えでありましたので、前回の案件と同様に周辺地からの評価をしていただきたいと考えております。

(委員) それは、この審査会が知事意見に盛り込んで欲しいと言うことですね。事業者に対して、会津若松市以外の意見も糾合して欲しいと書くわけですね。

(事務局) はい。次の準備書の段階で、事業者が関係市町村長に意見を聞くことになります。そのとき、この予測評価を踏まえて、やはり景観に係る環境影響があるのであれば、関係市町村として追加していただきたいと考えております。

(委員) わかりました。

(議長) その他ありますでしょうか。バードストライクなどの問題についても詳細に書かれているようですが、意見の盛り込み方として、いかがでしょうか。

(委員) 方法書の中、又は、前回訊いたときに、最初に調査して足りないところがあったときには、追加するというようなコメントが確かありましたので、準備書を作る過程でそれが適切に行われていれば大丈夫かと思いますが、いずれにしても準備書ができてからになります。

コウモリのことについて、調査を綿密にすること、最新の状況を調査するようにとのコメントを出しておりますが、参考資料2の13頁の2になります。これについても前に申し上げましたが、船舶レーダーが使えることは明らかですので、特に鳥の場合は明瞭に映るようですので、今後の風力の事業展開の参考とするため、できるだけ新しい情報のあるものを使って調査していただきたいですね。だから意見の中の「改善を進めること」というのは、このようなこ

とも入っているということです。議事録を読んでいただければ、分かると思いますが、今申し上げたとおりです。

もう一つコウモリについては、背あぶり山にどのくらい飛んでくるかという情報が得られたとしても、どこから来るのかということとは分からないのではないかと考えられる。従って、事業区域外ですが、周辺のコロニーの分布地も既存のデータに基づいて構わないので、分析に使っていただきたい。今申し上げたことは事業者の方が議事録を見ていただければ結構だと思います。

(議長) 参考資料2の17頁3(14)の意見で、地元の市町村だけではなく林野庁との関係がでてきますが、林野庁との関係でいうと、会津山地緑の回廊の問題を盛り込まなければならないという、別の意見があるのでしょうか。事務局で何か説明を付け加えることはありますか。

(事務局) 会津山地緑の回廊に関する記述については、会津地方の国有林は広く緑の回廊に指定されおりましたが、今回の計画地は民有地であるため指定されておられません。ただし、接している周辺はすべて緑の回廊に指定されておられますので、緑の回廊の趣旨であります生物多様性の確保、林業の施行の面もありますが、特に生物多様性の確保について隣接地としての配慮をお願いしたいという趣旨で意見をださせていただきました。この点については、林野庁と調整済みであります。

(議長) 専門的立場からいかがでしょうか。

(委員) 通常、緑の回廊は、たっぷり取ってありますが、本当に狭い回廊状のものであれば問題になるかと思いますが、相当広い範囲なので、ボーダー部分はあまり問題にならないと思います。

(議長) 他にいかがでしょうか。無いようでしたら、欠席されている委員から何か意見があれば御紹介願います。

(事務局) 3名の委員の方が欠席されておりますが、一人の委員から御意見をいただいております。お手元の追加資料のとおりですが、御紹介いたします。「基本的には知事意見に賛成です。風車の設置により場所によっては騒音被害の報告があります。周波数の低い騒音による影響があるようです。しかし、それが低周波音のみによる影響なのか可聴域の騒音も影響しているのかは明確になっていないようです。低周波音を含む騒音の影響を、最新の知見に基づいて事前に把握して設置後に被害の報告がないような影響評価をお願いします。」以上です。

(議長) 特に修正を求める意見ではないようです。意見の中に盛り込まれていると解釈してよろしいかと思われま。

委員の皆様のご意見は盛り込まれていると思いますし、解釈の問題について御指摘を受けておりますが、改めて修正が必要だとは理解しておりませんが、いかがでしょうか。

(事務局) 結構です。

(委員) 参考資料2の9頁の委員等意見に「放水路」と書かれているが「流水路」が正しいので修正願いたい。

(事務局) 申し訳ありません。修正いたします。

(議長) もし他に意見がないようでしたら、知事意見に盛り込む内容(案)はこれで良いとしてよろしいでしょうか。

(委員) 質問ではなく教えて欲しいことなのですが、前回の審査会の議事録21～22頁の中にコストの問題が書いてありますが、「1基当たりが」というのは、1塔という意味ですか。

(事務局) はい。

(委員) これを15基造るということですか。

(事務局) 今回の事業では、10基です。

(委員) 10基だと35億円かかりますよね。勉強のために聞きたいのですが、通常の水力、原子力、火力は幾ら位のコストがかかるのか。

(事務局) すみません。それは把握しておりませんでした。

(委員) また、1kWあたり30万円と書いてあるが、1kWhとの関係はどのようなのか。

(事務局) 施設の発電能力はkWで表しております。

(委員) 例えば、1日、1週間、1年稼働させたら、コストはどのように考えるのか。

(事務局) 今回の設備は、1基あたり2,000kWです。10基設置するので電力は

最大20,000kWになります。これで総建設費を割った数値が「kW」あたりのコストになります。また、この施設で1時間発電すれば、アワーが付いて電力量(kWh)になります。

(委員) この議論と関係なく、いろいろ調べていますと、例えば、省エネルギー型の自動車など、製造するまでのコストは度外視して、製造後からの消費エネルギーでスタートしているんです。造るまでのコストを入れたら何年で回収できるのか。かなり長く使えないと、このようなシステムは計算すると辛くなる。どこにも書いてありませんが、よくよく調べてみるとこのようなことになっています。これから先行きが長い事業ですので、コストの面を含めて環境への効果を考えますと、どの位の効果が適正に得られるのかと、いつも思っているものですから。質問ではないので回答はいりません。

(議長) これから重要なことだと思います。どれだけ稼働があるかにかかわっており重要な問題であり、何年間の耐久性があるか、材料費を含めた負荷をどれだけ回収できるかなど、環境影響を少なくするという観点からは重要だと思いますので、それを踏まえたアセスも必要だろうと思います。

(議長) 途中で御質問がありましたが、審議に戻します。先ほど事務局から説明のあった知事意見に盛り込む内容(案)は、御承認いただくということでしょうか。

(各委員) <異議無しの声>

(議長) ありがとうございます。それでは、先ほどの意見の内容等について、適切な表現等があれば、事務局で修正等願います。

以上